

大和郡山市地域の絆応援助成金事業

大和郡山市で
働くあなたを応援します

奨学金の返還を 支援します

助成額

3年間
最大 **54万円**

制度期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

対象要件

次の①～⑥のすべてに該当する方

- ① 大和郡山市に住所を有し、5年以上定住する意思のある方
- ② 助成金申請初年度の4月1日に満30歳未満の方
- ③ 大学等を卒業後に奨学金の返還を延滞なく行っている方
- ④ 世帯で市税等の滞納がない方
- ⑤ 他の制度で、奨学金を対象とした助成・補助を受けていない方
- ⑥ 次のどちらかに該当する方

ア. 大和郡山市に本社を有する中小企業に正規雇用された方

イ. 一定の専門資格を有し、大和郡山市内の社会福祉事業所等で正規雇用されている方



問い合わせ

上記以外にも要件がありますので、
大和郡山市ホームページをご確認ください。

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町248番地4

大和郡山市役所 総務部 企画政策課 TEL 0743-53-1160



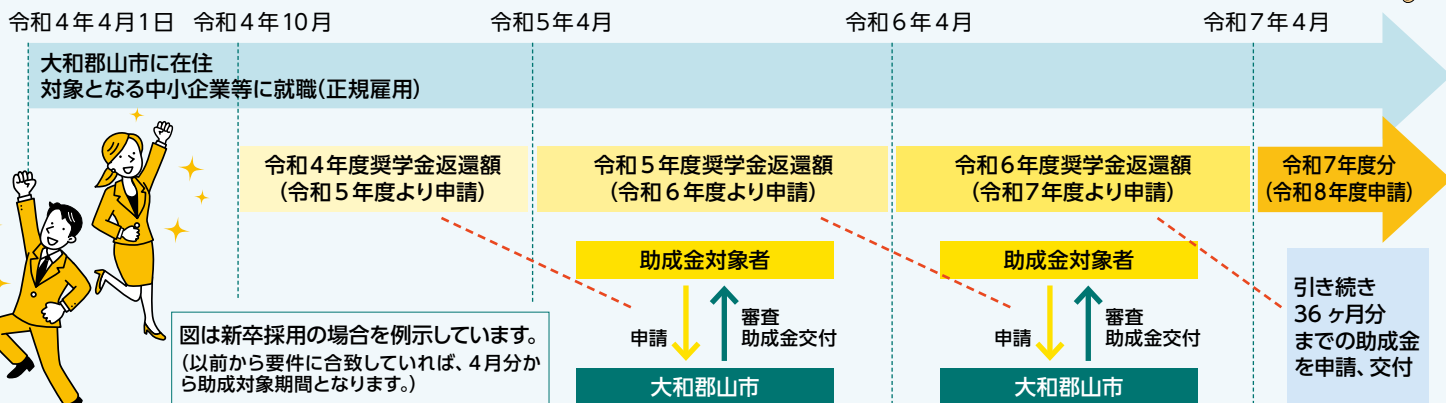
大和郡山市地域の絆応援助成金事業(奨学金返還支援事業)の概要



制度概要

奨学金の月額返還額の3/4もしくは15,000円のどちらか小さい額を
最長で3年間助成します。(最大助成額 月額15,000円×36ヶ月=540,000円)

助成対象期間の例



※中途採用の場合や年度途中に大和郡山市に転入した場合も助成期間の対象となります。詳しくは、大和郡山市役所企画政策課(0743-53-1160)へお問い合わせください。

申請の受付開始

時期	申請者(申請初年度4月1日に30歳未満)	大和郡山市役所
令和5年4月1日より	令和4年度中の奨学金返還に対する助成金の交付申請書の提出	随時受付、書類審査(実地調査)後、交付(不交付)決定
令和6年4月1日より	令和5年度中の奨学金返還に対する助成金の交付申請書の提出	随時受付、書類審査(実地調査)後、交付(不交付)決定
令和7年4月1日以降も同様に、前年度の奨学金に対する助成金の申請を受け付けます。		

本制度は、令和7年3月31日に終了しますが、令和7年3月分が助成対象期間の始期となる場合は、その月から36ヶ月が対象となります。

申請方法

- 提出方法：大和郡山市のHPより申請書類をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、大和郡山市役所へ提出(郵送可)
- 提出書類：

中小企業に就職した方	専門資格を有し、社会福祉事業所等に就職した方
大和郡山市地域の絆応援助成金交付申請書(様式第1号)	大和郡山市地域の絆応援助成金交付申請書(様式第1号)
就労証明書(中小企業勤務者用)(様式第2号)	就労証明書(専門資格者用)(様式第4号)
会社概要(様式第3号)	資格の取得を証するものの写し
定住誓約書(様式第5号)	定住誓約書(様式第5号)
市税等納入状況等確認承諾書(様式第6号)	市税等納入状況等確認承諾書(様式第6号)
奨学金等の貸与を証する書類の写し	奨学金等の貸与を証する書類の写し
奨学金の返還額が確認できる書類の写し	奨学金の返還額が確認できる書類の写し
奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類の写し	奨学金等の全体の返還計画を確認することができる書類の写し

対象となる中小企業

業種	中小企業者(個人事業主を含む) (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者 (個人事業主を含む)
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

- ・中小企業の本店(本社)が大和郡山市内にあること。(市内に商業・法人登記による本店を有するものほか、外形的、実質的に市内に本店(本社)機能を有すると認められるもの)
- ・対象となる中小企業に正規雇用され、助成金申請時に1年以上継続して勤務していること。

対象となる専門資格

- 保健師、保育士、看護師、准看護師、助産師、幼稚園教諭、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、手話通訳士の資格を持つ方
- 上記資格に基づき、市内の社会福祉事業者等(社会福祉施設、病院、保育園、幼稚園等)において正規雇用され、助成金申請時に1年以上継続して勤務していること。
(注) 正規雇用とは、健康保険制度、労災保険制度、雇用保険制度に加入している雇用形態をいう。

対象となる奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構の第1種・第2種奨学金
- 都道府県又は市区町村が貸与する奨学金
- 大学等が独自に貸与する奨学金
- その他市長が認める奨学金